

実践事例

1 実践の概要

(1) 取組みのねらい

いじめの未然防止の取組みの推進、早期発見・早期対応ができる組織体制づくりと、いじめの未然防止や的確な対応のための生徒指導についての理解を深める。

(2) 取組みの内容

- ・いじめの未然防止、早期発見につながる組織づくり(全学年会の開催)
- ・いじめに関する研修の充実(「いじめ」対応マニュアルによる共通理解)
- ・道徳の授業の充実を中心とした心の教育の充実
- ・教育相談の実施(6月、10月)
- ・生活に関するアンケートによる実態把握
- ・子ども育成会による小学校との連携による縦割り活動の実施

2 実践の成果

- (1) 週に1回開催される全学年会において、全校生徒の学習や生活の状況、人間関係の変化について情報交換を行い、共通理解を図ることによって、個々の生徒に目を向いた指導をすることができた。
- (2) 「いじめ」対応マニュアルを作成することにより、いじめに関しての共通理解を図って指導にあたることできた。
- (3) 「人間愛」「思いやり」「生命の尊重」に重点をおいた道徳の授業を実施することにより、生徒達が相手を思いやることの大切さを理解することができた。
- (4) 6月に実施した教育相談では、人間関係に不安を持っているのではないかと心配される生徒についての情報収集を行い、その解消に努めた。
- (5) いじめに関しての実態を把握するためのアンケートを実施したが、いじめがあるとの回答はなく、今のところ心配される内容の回答もなかつた。
- (6) 保育所時代からお互いのことをよく知っているため、学年の別なく仲良く学校生活を送っている。また、子ども育成会においては、小学校児童との活動もあり、自分より年下の子ども達の面倒をよく見ていく。

3 取組みの評価

きめ細かく生徒一人一人に目を向けた教育活動を展開することにより、ちょっとした生徒の変化にも気がつくことができ、あらゆる場面で生徒指導の機能を生かした温かな雰囲気の学校環境を整えることができている。そのことが、いじめの未然防止につながっていると思われる。

4 実践に関する資料

- ・別紙「いじめ」対応マニュアル

「いじめ」対応マニュアル

～子ども一人一人に
存在感と自己実現の喜びを～

「いじめ」の定義

自分より弱い者に対し、一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている状態を言う。

居心地のよい学校づくり～「いじめ」を生まないために

◎「いじめ」の認識と背景

- ・共通認識を図る。(いじめの事象について)
- ・子どものサインを見逃さない。
- ・教師の人権感覚をとぎります。
- ・個に応じた、個性尊重の教育(画一的教育の打破)。
- ・知識偏重の傾向に注意した考える授業。

◎「いじめ」の事象

- | | | | | |
|-------------|-----|----------------|--------|-------|
| ・悪口 | ・無視 | ・仲間はずれ | ・バイ菌扱い | ・暴力 |
| ・嫌な仕事をさせられる | | ・机やかばんの中を荒らされる | | ・使い走り |
| ・物を壊される | 物隠し | ・落書き | ・金銭強要 | |

◎被「いじめ」のサイン～話せない子ども達

*言語

- ・訴え(あえて担任を避けることも)
- ・日記や作文
- ・「学校に行きたくない」
- ・転校、転居をほのめかす

*行動

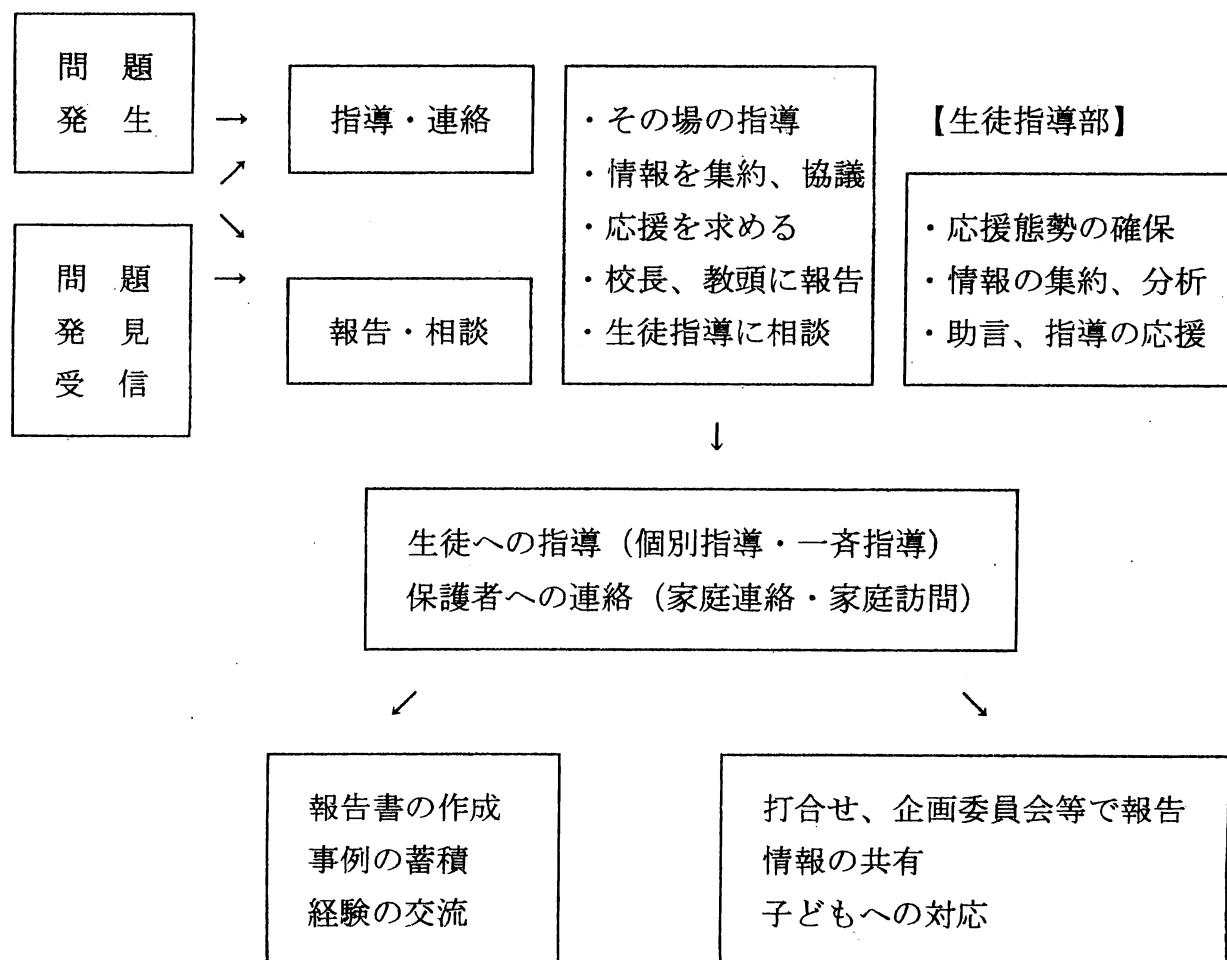
- ・おどおどした態度
- ・職員室や保健に頻繁に来る
- ・落ち着きがない
- ・苛立ち(目つきだけに表出もあり)
- ・学校に行きたがらない
- ・集団登校を共にしない

◎具体的な指導内容

- ・保護者、教職員との連携・協力体制の構築。
- ・訓育的な指導と相談的な指導（受容、子どもに添う）。
- ・迅速な対応、報告、連携→指導の継続（安易に一過性のものとしない）。
- ・いじめられている側に立って、子ども・保護者に安心感を
- ・いじめられている側の非を絶対持ち出さない。
 真剣な取り組みで保護者、子どもに安心感を
 当該生徒及び学級だけの問題としない
 全校的立場で事実の共通認識（報告義務）と教員間の連携を図る
- ・教育相談の活用。

- ☆ 姿勢=いじめは絶対許さない。
- ☆ 指導=教えることと育てるなどを明確にする。

全職員で支える指導体制



「いじめ」への具体的な対応

いじめへの対応は少しでも、また不確定な要素があっても、その現象をとらえたならすぐに対応することである。遅れてはならない。

* * * * *

1 事実行為を確認すること

これは単なるうわさや、他人の中傷などから「いじめ」と決めつけることがないようにするため必ず行わなければなりません。確認がなく先走りした対応をすると、いじめの解消とならないだけでなく、子どもと教師との人間関係に破綻をきたし、すべての指導援助活動に支障をきたすことになります。

確認は、まずいじめられているとされている子どもから始めます。誰にもわからないように配慮し、1対1で聞き出します。対象者が複数のときは聞き手も複数あたり、同時展開とします。すぐに核心に触れる質問は避け、学習や部活動といった学校生活の日常的な問題から入っていくとよいでしょう。

いじめに話が及んだら、相手の言動、特に暴言、排他行為、所持品へのいたずら、金銭の強奪、身体への暴力行為等の具体的な事実について、発生日時、目撃者等をはっきりとさせておく必要があります。

また、どうして相手はこのようなことをするのだろうか、それに対して今、自分はどう思っているのかといった心の状態をもとらえておきたいものです。

ここまで段階で避けたい教師としての行動として、いじめているとされている子どものみを悪いとは認しないことです。「私はあなたの味方にはなるが相手の話を聞いてみることも必要だ」と言明することです。軽率に約束事などは決してしてはいけません。これから皆でだんだんと解決していくので、自分で直接行動に出でてはならないこと、保護者に今日の教師との話し合いの内容を、自分から告げておくことを確認して終了します。そして必ずその日のうちに保護者と連絡をとっておきます。

2 いじめている子どもも味方になってやる

いじめられている子どもとの話が終わったら、すぐ、できたらその日のうちに、いじめている子どもの話を聞いてやることです。その際、絶対にしてはならないことは、話の聞き出しとして、いじめられている生徒からの情報を用いないことです。それでは解決は程遠いものになるでしょう

事実を認めたら、先生は全部の生徒の指導者であり、味方である、「あなたの味方である」とはっきり言います。そして状態を改善するのにともに努力することを約束させます。保護者の都合もあろうが直ちに家庭訪問し、本人から事実を保護者に話させます。できたら訪問は複数で行いたいものです。安易な妥協を避け、冷静な判断が下せます。

3 子どもと保護者そして教師、三者一体で対応しよう

当事者である双方の子どもたちが、自らの解決策を見出していくようにしたいものです。早急に結論を出そうとして、保護者や教師が自分の考えを押しつけることは問題が続発しやすく、またしこりも残るので絶対に避けなければいけません。

特に教師は助言者、情報提供者としての立場を貫いたほうがよい結果を生むようです。金銭や物品の返還、けがの保証等については保護者同士に任せ、教師側は口出しをしない方がよいでしょう。

いじめを生まないために

- ① いつも子どもの声に耳を傾けているか。
- ② 子どもにできることを押しつけていないか。
- ③ 自由と放任をはきちがえて指導していないか。
- ④ 教師として子どもの前に立っている自分の姿が見えているか。
- ⑤ 言行不一致の行動を子どもの前でしていないか。

※いじめの四層構造

『被害者　　加害者　　観衆　　傍観者』それぞれの立場にいる生徒の「認知」を把握して援助を進める必要があります。認知にあった指導が大切です。

「いじめ」を克服する手立て～その具体的実践のプロセス～

1 まず解決の方略の決定

自分のクラスにいじめが発生し、その構造を認識したとして、次に教師が打つべき手は、いかなる解決の方略を持つかである。

問題解決への教師のアプローチを大別すると2つに分けられる。その第1は、教師が終始問題解決の中心になって、いじめを解決していくという方法である。この方法は、さらに2つに分けられる。その1つは、教師がいじめっ子・いじめられっ子をそれぞれ別に呼び、注意や叱責等を行い、問題解決をしていくやり方である。閉鎖的な学校や教員管理の厳しい学校では、自分のクラスの弱点を他教師に知られたくないし、密かにこうした方法で解決する実践が多い。しかし一般にこの方法では、問題がなかなか解決しない。なぜかといえば、いじめは学級の中で構造化しているので、その構造を解体していくには、個別の注意や叱責では、対応できないからである。

もう1つは、教師が学級全員の前で、いじめの全貌を明らかにし、いじめる側の子どもにも十分に発言させ、いじめられる側の子どもにもその苦しみをなんらかの方法で表現さ

せ、さらに多数の傍観群の子どもにはなぜ傍観していたのか言わせて、教師のリーダーシップでいじめを一挙に解決する方法である。学級の状況によってこの方法は有効である。

第2は、いじめの全貌を子どもの前にオープンにして、その解決を子どもの自治で行わせるというもので、教師は話し合いの経過を見守り、必要な助言をしていくという方法である。この方法が解決として有効であるということは、これまでの多くの実践が実証しているところである。ただし、この方法を採用していくには、少なくとも、話し合って問題解決していく経験や能力を備えた年齢の子どもたちになっていなければならない。また年齢が高くても、教師と子どもの人間関係が未熟だったり、学級がばらばらで喧騒の場であるクラスでは、この方法は無理であろう。

2 教師のリーダーシップで解決する

前述した3つの方法の第1の、教師の密室での解決は論外として、第1の2つ目（教師の強力なリーダーシップ）と第2（子どもの自治）のいずれかで解決することが大切である。この2つを分ける基準は、自分の学級の状況を見て、子どもの自治にゆだねるには大いに心配である場合は、教師の終始一貫リーダーシップで解決する方法を選択すべきである。

ではこの方法は具体的にどのようなものであろうか。まず教師の構え方として2つのことが大切である。①たとえ些細ないじめであろうと、断固許さない教師の毅然とした態度を堅持すること、②解決を長期化させず、一挙に取り組むことである。ゆっくり構えているうちに、新しい問題が次々と派生したり、逆にいじめが潜在化したりして、問題が拡大再生産される場合がままある。以上の2点をおさえて、以下のように解決のプロセスを踏む。

《教師のプロローグ》

わがクラスに大変残念なことが発生した。みんなも知っていると思うが「いじめ」だ。あってはならないことが起こっているのだ。これは人間として絶対許せない。今日はこの問題を解決するまで下校しては困ります。（教師のこの問題への並々ならぬ決意を表明する）

《いじめの事実を正確に全員に話す》

《加害、被害の子どもにこの事実を確認させる》

《加害の子どもに発言させる》

この場合、なぜそうしたのかを明確に発言させることがポイント。

一通り発言したあとで、教師として気になった言葉（「なんとなくむかついて…」）については、その真意を追求する。

《被害の子どもに発言させる》

一般に被害の子どもは発言したがらないので、あらかじめ日記や文章でその苦しみを教師が集めておく。それを代読してもよい。ここでは被害者がどれほどつらいかを学級全員にアピールすることが大切。

《傍観の子どもに発言させる》

なぜ傍観であったのかについて、特にその心中を本音で発言させることが大切である。（「注意したかったけど、あとでいじめられると思ったから……」）

《教師が全体をまとめる》

この場合大切なことは、加害者の子どもの行為は断固許さないとしても、人格を否定してはならない。また追い詰めただけで逃げ場をなくしてはいけないので、「●●君は本当はそんなことをする子ではなかったんだけれど、“悪いいじめ虫”がどこから飛び込んできたんだよね」という逃げ道を用意する。

《今後絶対ないことを誓って、作文や決意やアピール等を書いて、頭の中に刻印して教師の指導を閉じる》

3 学級の自治で解決する

前述の解決法に比較して、教師の指導性を後退させる分、子どもの自浄力で解決させる方法。前述した方法よりも、子どもが自分たちの英知で解決する方法で重要。そのプロセスは以下の通り。

《教師のプロローグ》上記に同じ

《教師による事実の報告と課題の設定》

この場合「君たちはこの問題を自分で解決する力があると思うので、君たちの討論にゆだねることにする」とした上で、「私も討論に参加する」ことを明言しておく。

《司会による話し合い》

加害者の根拠を明らかにした発言。被害者の苦しみ、つらさを込めた発言、ないし日記等の朗読を重視。

《加害、被害者への質問》

この中で教師は、いじめが正当化されていくことに十分注意をして、その都度、いじめの卑劣さを明確にしていくことが大切。

《傍観者の発言を多く取り上げる》

なぜ傍観したのかを鋭くえぐり出すよう教師は配慮してやる。

《仕返しの卑劣さを明確にする》

《教師のまとめ》以下は前述と同様。

生活に関するアンケート

年 氏名 _____

1 あなたは、 にいじめがあると思いますか？

ある · ない

2 あなたは、いじめを受けたことがありますか？

ある · ない

3 2で「ある」と答えた人は、詳しく教えてください。

- ① いつ.....
- ② どこで.....
- ③ 誰に.....
- ④ 何をされたか....

4 あなたは、いじめを受けている話やうわさを友達から聞いたことがありますか？

ある · ない

※どのような内容ですか？

[]

5 あなたが何か困っていることや気になることなどがあったら、自由に書いてください。

(例…いたずら、嫌がらせ、物がなくなった、など)

[]

6 あなたはいじめられたり、何か困ったことがある場合にどのようにして解決しようと思しますか。次のア～カから選んで、() に1～3まで順位を記入してください。

- ア 親に相談する。 () エ 先生に相談する。 ()
- イ 兄や姉に相談する。 () オ 自分で解決する。 ()
- ウ 友達に相談する。 () カ その他 ()

いじめ防止のためのチェックリスト

※ いじめ防止のため、以下のチェック項目を全職員・幼児児童生徒・保護者等を対象に確認し、その結果に基づく具体的な対応策を早急に講じてください。

① 基本的な考え方・教育指導の在り方

【職員の認識】

- 弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない
- 園や学校は幼児児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場である
- 教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する
- 園や学校は、いじめの問題の解決について大きな責任を有している
- 「子どもの立場に立った運営」「開かれた園・学校」を基本姿勢として学校運営の改善を図る
- いじめられる幼児児童生徒やいじめを告げた幼児児童生徒を徹底して守り通すという毅然とした態度を日頃から示す必要がある
- 学級活動や児童(生徒)会活動などの場を活用して、児童生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組むことは大きな意義がある
- すべての児童生徒が自ら参加でき、分かりやすい授業を工夫するなど、個に応じた指導に努める必要がある
- 学校行事や部活動等において自己存在感をもつことができる場合が多いことに配慮し、子どもの「絆づくり」と「心の居場所づくり」に努める

【幼児児童生徒の認識】

- いじめは人間として絶対に許されない
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない
- いじめを大人に伝えることは正しい行為である

② 学校運営・学級経営等の在り方

- 役割分担や責任の明確化を図り、どんな些細な事実や相談であってもいじめが疑われる内容については、全教職員が一致協力して指導に取り組む実効性ある体制を確立している
- 個々の教師がいじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識をもって取り組んでいる
- 教師の何気ない言動が幼児児童生徒に大きな影響力をもつことに十分留意している
- いじめに迅速かつ適切に対応し、いじめの悪化を防止し、早期に真の解決を図っている
- 養護教諭等と連携を積極的に図るなど、幼児児童生徒への親身な教育相談を一層充実させる
- 会議や行事の見直し等校務運営の効率化を図り、幼児児童生徒や保護者と接する機会の確保と充実に努める

- 全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施する
- 給食、遊び、清掃活動などを通して幼児児童生徒と触れ合う機会の確保に努める
- 部活動指導においては、児童生徒同士の人間関係や一人一人の個性に配慮する
- 幼児児童生徒の仲間意識や人間関係の変化に留意しつついじめの発見や対応に努める
- 教育活動全体を通して、友情の尊さや心からの信頼の醸成等について適切に指導する
- グループ内での幼児児童生徒の人間関係の変化を踏まえ、学級経営やグループ指導の在り方、班別指導について不断の見直しや工夫改善を行う

③ いじめる幼児児童生徒への対応

- 保護者の協力を積極的に求めながら、教育的な指導を徹底して行う
- 一定期間、校内で他の幼児児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することも有効と考えられる
- いじめを繰り返したり、いじめの仲間から抜けたことでいじめられる側に回ったりすることのないよう継続して指導する
- いじめの状況が一定の限度を超える場合には、出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である
- 暴行や恐喝など犯罪行為に当たるような場合は、警察との連携が積極的に図られてよい

④ いじめられる幼児児童生徒への対応

- 保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に十分な措置を講じながら、幼児児童生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められてよい
- グループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うことも必要である
- 必要に応じて幼児児童生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよい
- 保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見等も十分に踏まえて、就学すべき学校の指定の変更や区域外就学を認める措置について配慮する必要がある

⑤ 家庭・地域社会との連携

- 園や学校は「開かれた園・学校」の観点に立ち、日頃から、学校の対処方針やいじめ防止に関する年間指導計画など、いじめに関する取組み等を保護者等へ周知して理解や協力を求める
- いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意をもって対応することが必要である
- いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける
- P T Aと学校との実質的な連絡協議の場を確保して、積極的に連携を図る必要がある

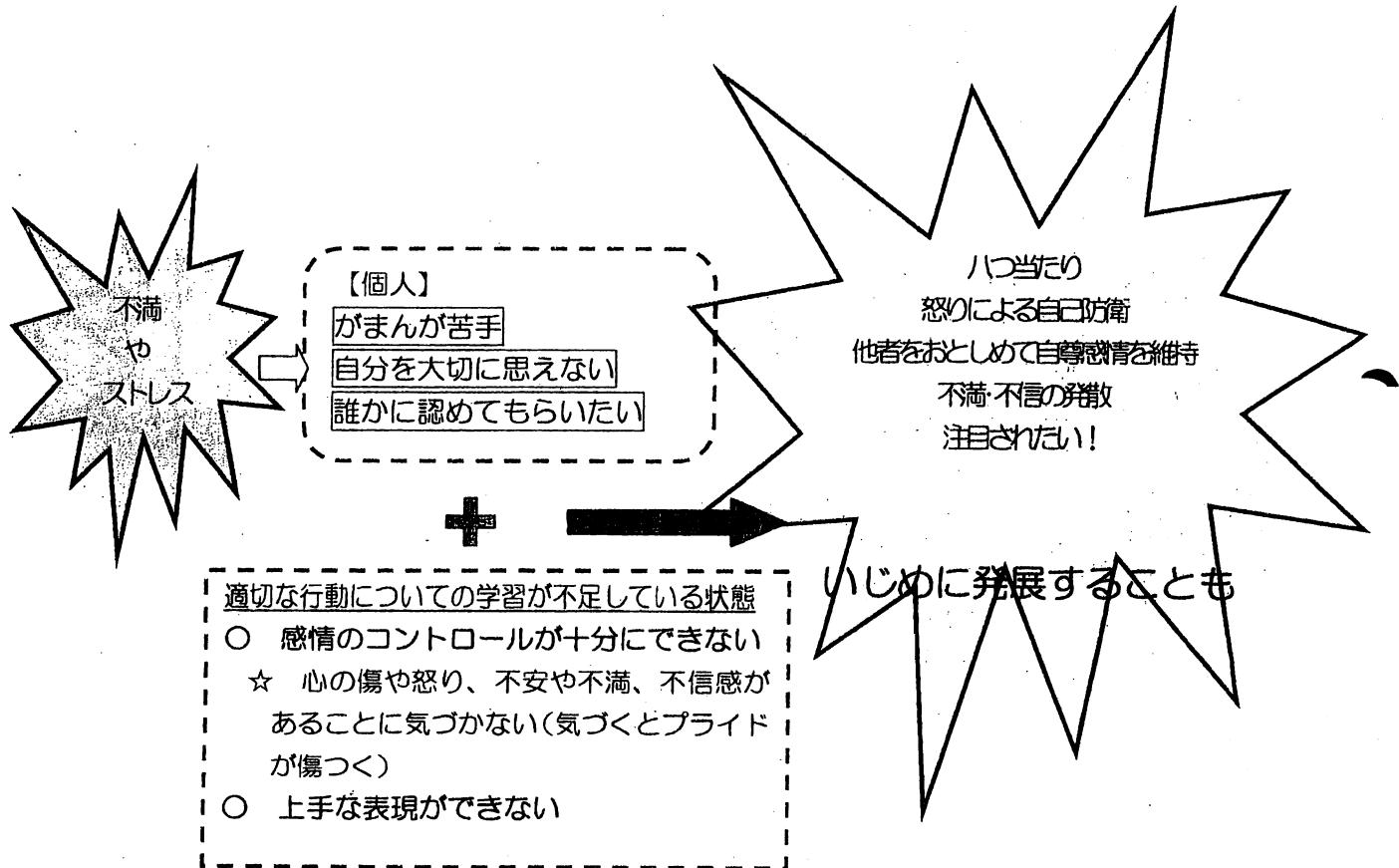
⑥ その他

- あつてはならない教師の体罰がいじめへの取組みに少なからぬ影響を及ぼしていることに留意する

問題事案が生じる背景

Q1 “いじめ”はなぜ起こるのでしょう？

A1 不満やストレスのはけ口として起こりがちです。



★ 一過的ないらだちやハツあたりは誰にでもあります、それがしつこく繰り返されたり、エスカレートすると“いじめ”へと発展します。